

## 1 背景・現状

- ★ 規制の政策評価については、事前評価に加えて事後評価も開始され、両者を通じた総務省の点検結果が5年間分蓄積。**規制導入による効果・費用の定量化が進んでいない、規制導入に際しての利害関係者等との調整状況が説明されていない**などの課題が明らかに。このため、「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承)の改正を検討。
- ★ 検討に際しては、規制は特定個々の規制対象者に権利制限・義務賦課を強いるものであるため、「**規制導入による課題の解消・予防の程度**」と「**規制対象者が負うことになる負担の程度**」を**公正・客観的な資料で比較考量**できるようにした上で**社会的コンセンサスの醸成**を図っていくことが重要であるとの考えを基本とし、規制評価ワーキング・グループでの議論及び各府省からの意見等も踏まえて、**事前評価と事後評価のあり方を全面的に見直し**。

## 2 主な改正ポイント

### (1) 事前評価と事後評価の内容の明確化

- 事前評価では、**①規制の必要性・有効性・妥当性、②規制対象者の範囲・負担程度、③規制対象者との調整状況**などを明らかにした上で、規制新設・改廃の正当性について評価。【Ⅱ3】
- 事後評価では、**課題の解消・予防状況、規制対象者の負担状況、事前評価時に各方面から指摘された事項への対応状況**などを明らかにした上で、規制継続の正当性について評価。【Ⅱ4】

### (2) 規制による効果・費用の定量化の推進

- 規制評価での効果とは「課題の解消・予防の程度」と明確に定義。その上で、**効果・費用を事前評価段階では定量化できない場合は、事後評価までの定量化に向けた工程**を記載するよう明記。【Ⅱ3(2)】

### (3) 社会的コンセンサスの醸成の「見える化」

- **利害関係者からの意見聴取と一般国民からの意見・要望の受け**を実施し、その調整状況や対応状況を記載するよう明記。【Ⅲ1】

### (4) 総務省による各府省の取組の支援

- 各府省と協同して効果・費用の定量化を検討。また、評価書作成の実務研修を毎年度実施。【Ⅲ4】

## ※ 主な課題と対応案

① **事前評価書様式は、B/C分析とベースライン設定に偏重**しており、規制導入の正当性がロジカルに説明される構成とはなっていない。

→ 事前評価書様式を、規制の必要性・有効性・妥当性、規制対象者の範囲・負担程度、規制対象者との調整状況などを説明するための資料として再構築した上で、具体的記載内容・方法を例示。

② **事後評価書様式は、事前評価時の推計値とその後の実績との差分分析に偏重**しており、規制継続等の正当性がロジカルに説明される構成とはなっていない。

※ そもそも、事前評価書で定量化されていないことから、事後評価書で差分分析が行えないケースが多い。

→ 事後評価書様式を、課題の解消・予防の状況、規制対象者の負担状況、事前評価時の指摘事項への対応状況などを説明するための資料として再構築した上で、具体的記載内容・方法を例示。

③ **課題の解消・予防が効果として設定されておらず、また、国民負担である遵守費用も定量化されていない**ことから、両者を比較考量した上での規制導入の正当性の判断を適切に行えないものが多い。

※ 事前評価段階の推計値では定量化は困難であることなどを理由に未記載としているケースが多い。また、実績値の把握が可能となった事後評価の段階においてもそのまま放置しているケースが多い。

→ まずは、規制評価ガイドラインに、課題解消・予防の程度と遵守費用の程度とを比較考量の上で規制導入の正当性を検討することが重要であり、そのためには公正・客観的なデータの収集が肝要であることを明記。

→ その上で、事前評価段階で定量化できなかった場合には、事後評価までにどのような指標についてどのような実績値を把握して定量化していくかの工程を事前評価書に記載し、その結果を事後評価書で記載するよう明示。

→ また、総務省と協同して定量化の方法・程度を検討するための仕組みを創設するとともに、毎年度定期的に評価書作成に関する説明会を開催するなどして、各府省の取組を支援。

④ **利害関係者等との調整状況や各方面からの指摘事項への対応状況が記載されていない**ため、社会的コンセンサス醸成が進んでいるのかの判断を適切に行えない。

※ 利害関係者等からの意見聴取及びその他の国民からの意見募集が実施されているのかすらも分からない。

→ 規制評価ガイドラインに、利害関係者等からの意見聴取及びその他の国民からの意見募集に係る手続を明記した上で、調整・対応の状況について記載するよう明示。